

鳥取県漁業研修事業費補助金交付要綱

平成 28 年 3 月 22 日 第 201500164047 号
鳥 取 県 農 林 水 産 部 長 通 知

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和 32 年鳥取県規則第 22 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき、鳥取県漁業研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第 2 条 本補助金は、新規漁業就業希望者に対し、漁業技術や経営方法等を習得するための研修を行うことにより、漁業への就業促進を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第 3 条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表 1 から別表 3 の第 3 欄の要件を満たす者に対し、同表の第 4 欄に掲げる期間、同表の第 1 欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第 2 欄に掲げる者に対し、当該間接補助事業に要する同表の第 5 欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第 6 欄に定める率を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 本補助金の額は、間接補助対象経費の額に同表の第 7 欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額（1 円未満を切り捨て）以下とする。

3 なお、鳥取県産業振興条例（平成 23 年鳥取県条例第 68 号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(補助金事務の手続き)

第 4 条 補助金の交付申請、請求、受領及び報告等に関する手続については、漁業協同組合等が事業実施主体から委任を受けて、一括して行うことができるものとする。

(交付申請の時期等)

第 5 条 本補助金の交付申請は、事業実施年度の前年度の 3 月末日までに行わなければならない。ただし、年度途中に間接補助事業を開始する場合は、事業を開始する日の 20 日前までに交付申請しなければならない。

2 規則第 5 条の申請書に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第 2 条第 7 項に規定する人格のない社団等）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第 2 項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第6条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。

3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（間接交付の条件）

第7条 市町村長は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く。）、 第13条、第14条、第16条 第2項後段、第17条、第 25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	市町村長
	様式第2号による	市町村長が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	市町村長が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

（承認を要しない変更）

第8条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第6条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

（間接的な変更等の承認）

第9条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を知事に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第6条第1項の規定は、前項の規定による知事の承認について準用する。

3 市町村長は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の別に定める変更等を定めるに当たっては、別表の第8欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

（指示等の報告）

第10条 市町村長は、第7条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、事業実施主体に対して指示をし、又は事業実施主体から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

（研修実施計画等の提出）

第11条 第6条による交付決定後又は第10条による変更承認後に研修生の決定、追加や研修内容の変更等をする場合で、変更承認申請を必要としないときには、市町村長は、研修実施計画（様式第4号）及び研修生別研修計画（様式第5号）を研修の開始、変更等をする日の20日前までに県に提出しなければならない。

- 2 県は、研修実施計画及び研修生別研修計画の内容について、必要な指示をすることができる。
- 3 前項の規定による指示があったときは、速やかに修正等を行わなければならない。

(研修実施状況の報告)

第 12 条 市町村長は、各月の間接補助事業の実施状況について、研修実施状況報告書（様式第 4 号）により報告書を作成し、研修記録簿（様式第 6 号）及び研修生日誌（様式第 7 号）を添付して、翌月の 20 日までに県に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第 13 条 規則第 17 条第 1 項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

- (1) 規則第 17 条第 1 項第 1 号又は第 2 号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から 30 日を経過する日
 - (2) 規則第 17 条第 1 項第 3 号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の 4 月 20 日
- 2 規則第 17 条第 1 項の報告書に添付すべき同条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類は、それぞれ様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 市町村長は補助事業者が、仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であり、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、様式第 10 号により速やかに知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(研修生状況の報告)

第 14 条 市町村長は、研修終了後 5 年間は研修生の状況を把握し、毎年 3 月末時点における状況について、研修生状況報告書（様式第 9 号）により報告書を作成し、翌年度の 4 月 20 日までに知事に提出しなければならない。

(間接補助金の支払い)

第 15 条 市町村長は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく事業実施主体に支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第 16 条 知事は、規則第 21 条の規定によるほか、次のいずれかに該当すると認める場合は、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全額若しくは一部を返還させ、又は補助金の全額若しくは一部を交付しないものとするることができる。ただし、災害、死亡、疾病又は負傷等やむを得ない事情があると知事が認める場合はこの限りではない。

- (1) 研修計画に即した研修が行われていないと認められた場合
 - (2) 著しく研修の効果が認められない場合
- 2 前項の規定は、交付額確定通知を行った後においても適用があるものとする。

(雑則)

第 17 条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 22 日から施行し、平成 28 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 23 日から施行し、平成 29 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 23 日から施行し、平成 30 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 13 日から施行し、平成 31 年度に係る補助事業から適用する。

(経過措置)

2 平成 31 年 3 月 31 日までに本補助金を利用し研修を開始している研修生に対する経費における、別表 1 から別表 3 までの各規定については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、令和 2 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 18 日から施行し、令和 4 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 3 月 14 日から施行し、令和 5 年度に係る補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 3 月 25 日から施行し、令和 6 年度に係る補助事業から適用する。

別表1（第3条、第9条関係）

雇用型研修（漁船員等雇用研修）

1 間接補助事業	<p>漁業研修事業（雇用型研修：漁船員等雇用研修） 漁業就業希望者を新たに雇用し、漁労技術等の研修を実施する。</p>
2 間接補助事業者	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県に主たる事業所又は住所があること。 2 次に掲げる者のいずれかであること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 漁業協同組合 (2) 漁業者が任意に設立している漁業組合 (3) (1) 又は (2) に所属する漁業経営体 (4) 鳥取県内で養殖業を営む漁業経営体 3 研修を行う漁船が鳥取県船籍であること。 4 研修生と雇用契約を締結し、船員保険等に加入すること。 5 研修生1人あたり月間11日以上かつ月間88時間以上の研修を実施すること。 ただし、過去に県の研修事業を実施した者で、研修終了後の着業率が著しく低いなど、研修の効果が認められない場合は補助対象としない。
3 研修生	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修を受ける漁業種類について、未経験の者 ※漁業従事期間が1年未満である者は、未経験者とみなす。 ※国又は県が行う漁業研修も漁業従事期間に含める。 ※国又は県が行う漁業研修を受けたことがある者は、更なる研修が必要であることを事業実施主体の長が証明すること。 2 第2欄に定める事業実施主体の代表者の3親等以内の者である場合は、親族以外の従業員がほかにおり、かつ、その従業員と同等の雇用条件であること。
4 研修期間	<p>最長1年</p>

5 補助対象経費 及び上限額	補助対象経費		補助対象経費 上限額				
	区分						
	1 指導経費	事業実施主体負担の船員保険料等及び預払い料 ※補助対象経費上限額と実際の負担額のいずれか 低い額を上限とする。	60,000 円/月				
	2 研修手当	<p>1 研修生への基本手当 次の(1)又は(2)の区分ごとに、月額補助 対象経費上限額又は事業実施主体と研修生が結 ぶ雇用契約に基づく賃金月額のうち低い額 を上限とする。 (1) 沖合漁業 (2) 沿岸漁業及び養殖漁業 ※時間単価は月額の補助対象経費上限額を 176 時 間(8 時間×22 日)で割った額(小数点以下は切 り下げる)とする。</p> <table border="1"> <tr> <td>(1) 沖合漁業</td> <td>国土交通省中国運輸局長が公示する沖合底びき網 漁業及び大中型まき網漁業の船員の最低賃金額を 平均した額を月額の補助対象経費上限額とする。</td> </tr> <tr> <td>(2) 沿岸漁業 及び養殖漁業</td> <td>鳥取労働局長が公示する 1 時間あたりの最低賃金 額に 198 時間を乗じた額を月額の補助対象経費上 限額とする。</td> </tr> </table> <p>2 研修準備費 救命胴衣、長靴、カッパ等の研修用具の購入 費として、研修開始月に支給する。</p>	(1) 沖合漁業	国土交通省中国運輸局長が公示する沖合底びき網 漁業及び大中型まき網漁業の船員の最低賃金額を 平均した額を月額の補助対象経費上限額とする。	(2) 沿岸漁業 及び養殖漁業	鳥取労働局長が公示する 1 時間あたりの最低賃金 額に 198 時間を乗じた額を月額の補助対象経費上 限額とする。	<p>下表(別途通 知)</p> <p>30,000 円 (定額) (1 回限り)</p>
(1) 沖合漁業	国土交通省中国運輸局長が公示する沖合底びき網 漁業及び大中型まき網漁業の船員の最低賃金額を 平均した額を月額の補助対象経費上限額とする。						
(2) 沿岸漁業 及び養殖漁業	鳥取労働局長が公示する 1 時間あたりの最低賃金 額に 198 時間を乗じた額を月額の補助対象経費上 限額とする。						
	3 船員手帳作 成費	船員手帳の作成が必要となる場合の申請料、健康 診断受診料等	10,000 円 (1 回限り)				
	4 赴任旅費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が赴任する 場合の交通費	20,000 円 (1 回限り)				
	5 移住定住準 備費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が住宅を賃 借するための礼金	33,000 円 (1 回限り)				
	6 住居手当・ 通勤手当	研修生への住居手当・通勤手当	33,000 円/月				
6 間接補助率	第5欄の1の経費：1/2、第5欄の2の1の経費：2/3、第5欄の2の2～6の経 費：10/10						
7 補助率	第5欄の2の1の経費：2/3、第5欄の2の2～6の経費：10/10						
8 間接補助事業 の重要な変更	補助対象経費の増額						

※当該年度補助事業として交付決定前にやむを得ず着手したものについては、申請内容を確認して適正な支出と認められる場合に限って、補助対象経費に算入することができる。

別表2（第3条、第9条関係）

雇用型研修（農林水産コラボ研修）

1 間接補助事業	漁業研修事業（雇用型研修：農林水産コラボ研修） 事業実施主体が漁業での通年雇用が困難な場合、農業、林業及び鳥取県産農林水産物の加工業等の他産業と連携して、上記1の内容の漁業研修と、漁業以外の他産業の研修を組み合わせる。
2 間接補助事業者	1 漁業研修 別表1に規定する事業実施主体の要件を満たす者 2 農業研修 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号農林水産部長通知）別表に規定する「3. 農業コラボ研修支援事業」研修実施主体の要件を満たす者 3 林業研修 鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号農林水産部長通知）第2の2項の要件を満たす者
3 研修生	別表1に規定する研修生の要件を満たす者
4 研修期間	最長1年
5 補助対象経費及び上限額	1 漁業研修 別表1の各規定のとおり
6 間接補助率	2 農業研修 農の雇用ステップアップ支援事業実施要領（平成21年3月5日付第200800188046号農林水産部長通知）のとおり
7 補助率	3 林業研修 鳥取県版緑の雇用支援事業実施要領（平成29年3月23日付第201600189232号農林水産部長通知）のとおり
8 間接補助事業の重要な変更	

※当該年度補助事業として交付決定前にやむを得ず着手したものについては、申請内容を確認して適正な支出と認められる場合に限って、補助対象経費に算入することができる。

別表3（第3条、第9条関係）

独立型研修

1 間接補助事業	<p>漁業研修事業（独立型研修） 沿岸漁業で独立経営を開始する新規就業者を育成するための研修を実施する。</p>
2 間接補助事業者	<p>次の要件をすべて満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 鳥取県内の漁業協同組合 2 研修生1人あたり月間11日以上かつ月間88時間以上の研修を実施すること。 ただし、過去に県の研修事業を実施した者で、研修終了後の着業率が著しく低いなど、研修の効果が認められない場合は補助対象としない。
3 研修生	<p>次の要件を全て満たす者</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 研修を受ける漁業種類について、未経験の者 ※漁業従事期間が1年未満である者は、未経験者とみなす。 ※国又は県が行う漁業研修も漁業従事期間に含める。 ※国又は県が行う漁業研修を受けたことがある者は、更なる研修が必要であることを事業実施主体の長が証明すること。 2 鳥取県内において沿岸漁業への新規就業を希望する者 ※親子乗り等親族間操業による新規就業を希望する場合は、以下のいずれかの条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> ・独立後、操業を行う地区の漁業協同組合の組合員資格を有すること。 ・独立後、経営を別にすること。 ・独立後、研修生本人の役割、収益配分等を明確にした家族経営協定を締結すること。 3 研修により漁業技術等を習得しなければ独立操業が困難な者 4 漁業研修の開始日において65歳未満の者
4 研修期間	<p>最長3年（50歳以上65歳未満の者については、最長1年とする。） ※上記研修期間は、雇用型研修と独立型研修の両方を実施する者は、雇用型研修期間を含めた期間とし、また、国又は県が行う漁業研修事業を受けたことがある者は、実施された研修期間を含めた期間とする。</p>

5 補助対象経費 及び上限額	区分	補助対象経費	補助対象経費 上限額
	1 指導経費	研修指導者への指導料 1 洋上研修 1時間あたりの単価は2,500円以内、補助対象 時間は1日あたり2時間以内とする。 2 陸上研修 1時間あたりの単価は1,250円以内、補助対象 時間は1日あたり4時間以内とする。 ※指導者が研修生の3親等以内の親族の場合は、鳥 取県指導漁業士に認定された者に限り補助対象と する。	100,000円/月
	2 研修手当	1 研修生への基本手当 ※時間単価は月額補助対象経費上限額を176時間 (8時間×22日)で割った額(小数点以下は切り下 げる)とする。 ※収入のある2親等以内の親族と生計を一にする場 合は、補助対象経費上限額の1/2の額を上限と する。 2 研修準備費 救命胴衣、長靴、カップ等の研修用具の購入費 として、研修開始月に支給する。	鳥取労働局長 が公示する1 時間あたりの 最低賃金額に 198時間を乗 じた額を月額 の補助対象経 費上限額とす る。(別途通 知) 1年目 30,000円 (定額) 2年目以降 10,000円/年 (定額)
	3 研修用具費	漁具、漁網の購入費 ※研修期間中、2箇年度まで利用可能とする。た だし、2箇年度利用する際の合計金額は、補助対象 上限額以内とする。	450,000円 (研修生が鳥 取県スーパー 農林水産業士 に認定されて いる場合は、 500,000円)
	4 技術習得費	船舶免許及び無線免許取得費	210,000円 (各1回限り)
	5 赴任旅費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が赴任する場 合の交通費	20,000円 (1回限り)
	6 移住定住準備費	研修生(県外からの移住定住者に限る)が住宅を賃借 するための礼金	33,000円 (1回限り)
	7 住居手当・ 通勤手当	研修生への住居手当・通勤手当	33,000円/月
	※50歳以上65歳未満の者については、指導経費のみ補助対象とする。 ※5～7の経費について、指導者が研修生の3親等以内の親族の場合は、指導者と研修 生の生計が異なる場合に限り補助対象とする。		
6 間接補助率	第5欄の1の経費：5/6、第5欄の2～7の経費：10/10		
7 補助率	第5欄の1の経費：1/2、第5欄の2～7の経費：10/10		
8 間接補助事業 の重要な変更	補助対象経費の増額		

※当該年度補助事業として交付決定前にやむを得ず着手したものについては、申請内容を確認して適正な支出と認められる場合に限って、補助対象経費に算入することができる。

年度鳥取県漁業研修事業計画（報告）書

1 事業の目的

2 事業計画の内容

3 事業費の内訳

区分		事業主体 研修受入先	研修する 漁業種類	補助対象経費 (算定基準額)	負担区分			備考
					県	市町村	その他	
雇用型 研修	漁船員等 雇用研修			円	円	円	円	
	農林水産 コラボ研修							
独立型研修								
合計								

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

6 添付書類

(1) 様式第4号 研修実施計画（実績）

(2) 様式第5号 研修生別研修計画（研修生が決まっているものを提出）

(3) 様式第8号 研修実績書

(4) 事業実施主体から市町村に提出された交付申請書（実績報告書）の写し

(5) 補助対象経費の支払いを証明する書類

(6) 市町村の補助金の交付に関する規定又は要綱

(注) 事業計画書には（1）、（2）及び（4）、（6）を添付し、事業報告書には（1）及び（3）から（5）を添付する。

7 消費税の取り扱い

一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者

特定収入割合が5%を超えている公益法人等 ・ 地方公共団体
仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者
※消費税の取り扱いについて、いずれかに○をすること

鳥取県漁業研修事業収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
			増	減	
県補助金					
市町村 補助金					
その他					
合 計					

2 支出の部

（単位：円）

事業種目		本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減		備 考
				増	減	
雇 用 型 研 修	漁船員等 雇用研修					
	農林水産 コラボ研修					
独立型研修						
合 計						

様

鳥取県知事 氏 名

年度鳥取県漁業研修事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県漁業研修事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当） 職 氏 名 電話

記

1 間接補助事業

本補助金の間接補助事業の内容は、申請書に記載のとおりとする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、申請書に記載されているとおりとする。ただし、間接補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、鳥取県漁業研修事業費補助金交付要綱（平成28年3月22日付第201500164047号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の收受及び使用、間接補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

様式第5号

研修生別研修計画

1 研修生の概要

ふりがな 氏名			写真貼付 (年 月撮影)
生年月日	平成・昭和 年 月 日生 (歳)		
現住所	〒 電話		
研修開始前の 住所	〒	I・J・Uター	
研修受入先との 関係	3親等以内の親族(関係:) ・ 左記以外		
同居親族状況	2親等以内の親族と同一生計 ・ 左記以外		
職歴			
資格・免許			
これまでの漁 業従事(研修) 経験	有 ・ 無 内容: 期間: 年 月 日～ 年 月 日 (年 か月)		
漁業就業を希 望する動機			
研修を希望す る漁業種類			
将来の目標・ 希望			

2 研修受入先の概要

経営体名 代表者氏名			
住所	〒		
所属する組合			
指導者	ふりがな 氏名		
	生年月日	平成・昭和 年 月 日生 (歳)	
漁船登録番号			
漁業種類			

(3) 他産業での研修（農林水産コラボ研修のみ記載する）

受入事業者	住 所	
	名 称	
	代表者	
研修区分		
指導者名		
研修内容		
研修期間		

※研修区分には、農業、農産加工、林業の別を記載すること

4 経費内訳

区 分	金額（円）	内 訳
指導経費		
研修手当		
研修用具費		
船員手帳作成費		
技術習得費		
赴任旅費		
移住定住準備費		
住居・通勤手当		
合 計		

研修記録簿

年 月分

事業実施主体名		指導者名	
研修生氏名		研修期間	

1 研修日及び時間

日	曜日	研修時間数		補助対象時間数	
		洋上	陸上	洋上	陸上
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
合計		0	0	0	0
日数		0	0	0	0

2 今月の研修内容 (研修指導者等が記入)

記入者氏名	(印)
-------	-----

3 研修生への指導結果・所感等
(研修指導者が記入)

記入者氏名	(印)
-------	-----

4 研修の進捗状況・所感等
(事業実施主体の研修責任者が記入)

記入者氏名	(印)
-------	-----

研修実績書

事業実施主体名		研修生氏名	
---------	--	-------	--

1 経費内訳

区 分	金額 (円)	内 訳
指導経費		
研修手当		
研修用具費		
船員手帳作成費		
技術習得費		
赴任旅費		
移住定住準備費		
住居・通勤手当		
合 計		

2 研修手当の積算

月	研修実 施日数	研修実施時間数			補助対象時間数		
		洋上	陸上	合計	洋上	陸上	合計
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
1							
2							
3							
合計							

※補助対象時間数欄は、雇用型研修の場合は記入不要

3 研修後の状況

研修後の状況：雇用就業継続 ・ 独立就業 ・ 不就業 ・ 今後就業予定

就業(予定)日： 年 月

就業先（経営体名、就業場所等）：

不就業の理由：

4 研修の成果

※研修計画の達成状況等を具体的に記載すること

研修生状況報告書

鳥取県知事 様

市町村長名

受入 年度	研修 始期	研修 終期	研修生 氏名	研修 開始 年齢	研修開始 前の住所 (都道府県 名)	IJU ター ン	事業 主体	指導者 氏名	研修 漁船名	漁業 種類	研修状況	就業状況 (修了者のみ記入)	就業日・ 就業後離 職日	研修中止・不就業・ 就業後離職の理由等
											研修/中止	就業継続/不就業/ 就業後離職 (※)		

(※) 不就業：研修修了したが就業しなかった者、就業後離職：研修修了後就業したが離職した者

なお、独立型研修後、親子乗り等親族間で操業している場合は、研修生が独立経営したことを証明するものとして、以下のいずれかの書類を添付すること。

- ・所属漁協組合員の資格を有する証明 (研修生)
- ・直近の確定申告書の写し (研修生)
- ・研修生本人の役割、収益配分等を明確にした家族経営協定写し
- ・その他経営が別であることを証明する書類

事業主体	漁業種類	就業継続者数 (A)	研修修了者数 (B)	定着率 (A ÷ B × 100)	定着率に対する事業主体の評価

定着状況は、各事業主体が漁業種類毎に記載すること。

鳥取県知事 ○○ ○○ 様

職氏名

年度鳥取県漁業研修事業費補助金に係る仕入控除税額報告書

○○年○○月○○日付第○○号により交付決定通知があった 年度鳥取県漁業研修事業費補助金について鳥取県漁業研修事業費補助金交付要綱第 13 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|--|---|---|---|
| 1 交付された補助金等の額の確定額 | 金 | , | 円 |
| 2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 | 金 | , | 円 |
| 4 補助金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） | 金 | , | 円 |
| 5 添付資料 | | | |
| （1）消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 | | | |
| （2）課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） | | | |
| （3）課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し） | | | |

（注）積算内訳書、その他参考書類（消費税確定申告の写し及び添付書類等）を添付すること。

様式第10号 別紙（第13条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分	課税仕入れ				非課税仕入れ	合計
		課税売上 対応分	非課税売上 対応分	共通対応分		
経	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
費	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
の	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇
内 訳						

（2）課税売上割合 〇〇%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法